# 行政減量・効率化有識者会議(第4回)議事概要

#### 1.日時

平成18年3月16日(木)9:00~12:30

### 2. 場所

総理官邸4階大会議室

### 3. 出席者

[委員]

飯田亮(座長) 朝倉敏夫(座長代理) 逢見直人、翁百合、小幡純子、樫谷隆夫、菊池哲郎、高原慶一朗、富田俊基、船田宗男の各委員

〔内閣官房〕

坂篤郎内閣官房副長官補、松田隆利行政改革推進事務局長、上田紘士公務員制度等改革 推進室長 ほか

## [厚生労働省]

松谷有希雄医政局長、外山千也医政局国立病院課長、黒川政義大臣官房参事官、青木豊労働基準局長、高橋満職業安定局次長、生田正之職業安定局総務課長

#### 〔法務省〕

山下進官房審議官(矯正局担当) 林眞琴矯正局総務課長、室井誠一官房参事官(矯正担当)

### 4. 主な議題

厚生労働省からのヒアリング(国立高度専門医療センター関係) 厚生労働省からのヒアリング(ハローワーク・労働保険(労災)関係)

法務省からのヒアリング(行刑施設関係)

配置転換、採用抑制等の枠組みの検討状況について

### 5.議事の経過

(1)厚生労働省からのヒアリング(国立高度専門医療センター関係)

資料1-1及び1-2に沿って、厚生労働省から説明が行われた後、質疑が行われた。 各委員から述べられた主な意見は次のとおり。

### (参考)厚生労働省の回答のポイント

- ・ ナショナルセンターの役割・位置付けを充実発展させるための条件を担保するの に必要な制度的・財政的な措置(センターの意見の主務大臣による尊重の担保、 借入金(約2,300億円)の償還等)を講じた上で、「非公務員型独立行政法人」と することを検討
- 注)国際医療協力に係る定員(61人)の一部については本省移管を検討

- ・全般として非公務員型の独立行政法人への移行に前向きな姿勢を示したことを高く評価する。制度的、財政的な課題については今後の法人の詳細設計の段階で解決すべきもの。 国に残すことを検討している国際医療協力局の業務の一部、「医療観察法に基づく医療」、「看護師の養成」については、どうしてもやむを得ない部分を最小限として、できるだけ全体を独立行政法人化してほしい。
- ・政策提言や企画立案への参画など制度的な課題として挙げられているものは、独立行政 法人通則法上の特別な措置が必要な事柄なのかどうか。
- ・借入金に係る債務処理に関しては、各センターの負担能力を査定すべき。負担能力についてしっかりとした査定があれば、独立行政法人評価においても、法人がその能力をき ちんと発揮しているのかという評価が可能となる。
- ・現時点ではセンターごとに別法人とすることが最もふさわしいとされているが、一つの 法人に統合した場合のメリットも検討し、しっかり比較すべき。これまでの独立行政法 人の見直しの議論では、統合して共通業務の集中による効率化を図るのが大きな流れで ある。
- ・センターごとに個別に法人化するか、一つの法人とするかについての、メリット・デメ リットを明確にして、結果を提出していただきたい。
- ・検討結果を高く評価する。ただし、政策的な研究費補助を活用し、可能な限り運営費交付金に頼らないで済むよう効率化を進めるべき。場所が離れているものはともかく、東京のセンターどうしは統合して一つの法人とすることなどにより、総務部門の効率化などを進めるべき。
- ・外部評価システムをしっかり採り入れるべきである。
- ・法人化した後でも効率化の努力は必要であり、法人化した後の規模についても、中期目標の策定を視野に入れて検討を進めるべき。

以上のような意見交換を経て、厚生労働省に対して、次のように伝えた。

- ・本日の議論は、今月末の中間取りまとめに反映させることとしたい。
- ・非公務員型独立行政法人化に向けた検討の方向は大変良い。ただし、安易な財政措置は 見込むべきでないし、返済の見込みが立たない借入金を残したまま法人化することは望 ましくない。どうやって効率化するか、債務の返済見通しなど積極的に検討してもらい たい。
- ・全体として効率化の方向に向かうよう、センターごとに法人化するか一つにまとめるか など、本日議論があった点について、早急に検討し結果を報告していただきたい。

### (2)厚生労働省からのヒアリング(ハローワーク・労働保険(労災)関係)

資料 2 - 1 及び 2 - 2 に沿って、厚生労働省から説明が行われた後、質疑が行われた。 各委員から述べられた主な意見は次のとおり。

#### (参考)厚生労働省の回答のポイント

・ ILO第88号条約を遵守する観点、及び健全な雇用保険制度の運営のため、国が雇用保険と職業紹介を一体的に実施すべきであるとの観点から、ハローワークが全国ネットワークで行う無料職業紹介事業は、国が公務員により直接実施する必

- 要があるということが基本的な考え方であり、包括的民間委託は困難である
- ・ 定員削減については、約 1,000 人 (重複計上排除後)を回答。ただし、一部は定 員合理化計画での削減予定の内数が含まれる
- ・5%削減というのは、質・量・スピードともに弱い。中身を再度検討してもらいたい。
- ・条約との関係は、特に日本の場合難しい面があることは理解するが、包括的民間委託に 抵抗があるのなら、地方は別として、都市部についてはセーフティネットとの関係で条 約上の問題がないので、ハローワークを統廃合するなどの取組を進めるべき。統廃合す れば、待ち時間が長くなるというのは理由にはならず、それこそ民間の参入が有効だと いう証拠なのではないか。
- ・1953 年に批准した条約のために身動きがとれないというのは納得できない。仮に、今この条約を批准したとしたら、全国に 600 か所のハローワークを設置するかというと、おそらく半分も必要ないのではないか。ハローワークはこれまで立派な役割を果たしてきたと思うが、時代は変わっている。
- ・意見募集結果を見たが、「庶務の職員が多すぎる」「相談会は参加者が少ない」といった 意見が国家公務員から出されている。国は障害者雇用率の達成対策などをしっかり行え ばよく、職業紹介・相談など民間でも多様な展開がされている部門は、時代に合わせた 抜本的な点検をすべき。
- ・雇用保険給付の2割が税負担であるが、税負担を止めても事業を続けるのか、といった 観点からの見直しが必要。
- ・徴収業務に関して、徴収事務センターを社会保険事務所に置いているが、厚生省と労働 省が統合して時間が経っているのに実態として両者の一元化は進んでいないのではない か。
- ・ハローワークは国民の失業対策をするところだが、現状ではハローワークの職員 12,000 人の失業対策をしているようにも見え、回答は全く不十分である。きちんと新規に何人 必要なのか示さないと、大きな割当てをすることが必要になるのではないか。
- ・ILO条約との関係では、逆に「こういう解釈をする」とILO事務局に働きかけるようなことがあってもいいはず。
- ・根本的に見直してもらうのが今回の改革であり、厚生年金と労働保険の現行制度の相違 を前提とすべきではない。少なくとも、徴収は社会保険と労働保険がなぜ別々になって いるのか全く理解できず、当然一系統で行うべきものである。
- ・社会保険庁におけるパンチ入力は論外だが、OCR入力についても、電子申請に比べれ ば効率化が不十分だ。
- ・ILO条約の解釈だけは一歩も譲らないというのは、バランスを欠いた対応である。
- ・17,000 人のうち 10,000 人くらい削減できるかと思っていた。もっと世間の感覚を感じと るべきではないか。
- ・ハローワークは明日の飯をどうするかといったセーフティネットの問題であり、キャリアアップに利用される民間事業者とは異なる位置付けである。ただし、見直しは必要である。
- ・無料のものがあれば人が来るのは当然であり、「ハローワークが必要」との根拠にはなら

ない。都市部では選択肢があり、民間を活かす形で環境を整備し、抜本的な見直しを行っていく必要がある。

- ・包括的な民間委託のほか、官民混在型の部分的民間委託などを含め、広く効率化の方策 を検討すべきではないか。
- ・雇用保険3事業と労働福祉事業については、事業実施による成果を見極め、事業の廃止 を視野に入れながら検討すべき。
- ・1,900人の総務部門についての合理化も検討すべき。

以上のような意見交換を経て、厚生労働省に対して、次のように伝えた。

- ・本日の議論は、今月末の中間取りまとめに反映させることとしたい。
- ・ILO条約は半世紀前の話であり、ドッグイヤーで言えば大正時代の感覚のもの。もう 少し柔軟に考えるべきであり、職業紹介のセーフティネットとしての機能は維持すると しても、条約の内容を満たしながら民間参入や委託を推進するなどの工夫が必要である。
- ・労働保険と社会保険の徴収一元化は合理化以前の常識の問題であり、もっと弾力的に考えるべき。
- ・4 月に再度ヒアリングを実施するので、それまでに、本日の指摘を踏まえ、具体的な純減数について、結論を出していただきたい。

## (3)法務省からのヒアリング(行刑施設関係)

資料3に沿って、法務省から説明が行われた後、質疑が行われた。各委員から述べられた主な意見は次のとおり。

### (参考)法務省の回答のポイント

- ・ 従来から民間委託を実施している非権力的な業務について民間委託数を平成 18~ 22 年度の間に 719 ポスト増まで拡大可能 (17 年度の 617 から 1,336 へ )
- ・ 平成 19 及び 20 年度開所予定の P F I 刑務所 2 か所については、職員必要数(法務省想定人数)627 人中290人(46%)を民間委託の予定
- ・受刑者の過剰収容や職員の勤務負担の外国との比較などの説明については、説得力のあるものだった。しかし、今回の改革は、行刑施設職員の全体を見て、包括的・抜本的な民間委託を進めることを目指しており、総務部門の約 2,400 人の業務については、もっと民間委託ができるのではないか。定員純減という政府全体の大きな目標があることを理解して、更に検討を進めてほしい。
- ・イギリスでは刑務所を丸ごと民間委託しているが、日本ではできないか。
- ・特区での刑務所 P F I 事業の取組を評価した結果、全国展開することになった場合、どのような方法になるのか。例えば交通刑務所などは、犯罪傾向の進んでいない受刑者が 多いと思うが、 P F I 方式による包括的な民間委託はできないか。
- ・既存の施設はもともと委託を前提にしておらず、そのような建物で民間事業者が事業を 行うのは難しいとのことだが、施設を民間に委託できるような構造に改修すれば、改修 費用はかかるが人件費は削減でき、トータルでコストを下げることができるという考え 方もあり得る。

- ・刑務所は迷惑施設と言われ大変だと思うが、新しく作る施設は、PFIの手法を取り入れて頑張ってもらいたい。既存施設でも、特区制度を活用して、職業訓練、健康診断など委託の拡大を検討していただきたい。また、民間委託は単年度契約のようだが、複数年契約にすれば、委託職員の熟練度も上がり、委託できる範囲が広がるのではないか。
- ・市場化テスト法が成立し施行されれば、民間委託を巡る環境も変わるのではないか。
- ・刑務所全体を委託することが可能な英米法系の国と違い、大陸法系の国では公権力の行 使は委託できないとされるため、大陸法系の我が国においてPFIの手法を取り入れる のは難しいと思っていたが、よく進めていると思う。しかし、国の財政が厳しい中、数 多くの刑務所を運営していくためには、地域の安全にも配慮しつつ、引き続き民間委託 を進めていく以外にない。
- ・行政職の職員はどのような業務をしているのか。刑務官も総務系の業務を行うということなら、行政職の職員は他の仕事についてもらうこととしてよいのではないか。
- ・構造改革特区制度はPFI方式とセットということではない。特区で民間委託が認められた業務は、PFIとは切り離してその部分だけ委託するという検討が必要である。地方では委託先や自治体の問題もあるかもしれないが、委託を推進する方法を考えてほしい。
- ・行革推進法案の第 48 条にも、「刑事施設の運営に関する業務並びに給与の計算その他これに類する定型的な業務は、その実施を民間にゆだねる方策を検討し、その結果に基づき、必要な措置を講ずる」とある。市場化テスト、PFIのノウハウを最大限生かし、民間委託したケースをベースに削減を考えるべきではないか。
- ・純減は難しいという気もするが、これからの取組としては、PFIや特区の制度を活用し、できるだけ民間委託をして、増員抑制をするための検討をお願いするということになるだろう。

以上のような意見交換を経て、法務省に対して、次のように伝えた。

- ・本日の議論は、今月末の中間取りまとめに反映させることとしたい。
- ・法務省においては、増員幅をいっそう抑制するため、 P F I 方式や特区の活用など、考え得る手法を総動員して、民間委託の拡大を更に検討していただきたい。
- (4)配置転換、採用抑制等の枠組みの検討状況について 資料5に沿って、事務局から説明が行われた後、各委員から次のような指摘があった。
- ・事業不振の民間企業が行う手段として、退職後不補充、配置転換、出向、転籍から、退職金を割り増した上での希望退職まである。職員の事情に応じた多様な選択肢を示す必要があるのではないか。最後で行き詰まることのないよう手立てを考えてほしい。
- ・新陳代謝にも配慮したいというのが本音だろう。すべて配置転換でというのも無理があ るのではないか。
- ・民間では退職金の割増をつけて希望退職を募るのが一般的である。無理な配置転換によるコストも考えるべき。優秀な人にはいろいろな選択肢があるはずで、それが本人にとっても望ましいのではないか。

・閣僚級で雇用の問題を検討するというのは民間から見ると手厚い体制である。各省は後 顧の憂いなく定員の純減を検討してもらいたい。

# (5)閉会

次回会議は3月22日に開催し、残りの1月6日検討要請事項についてのヒアリング等を行うこととなった。

< 文責: 内閣官房行政改革推進事務局(速報のため事後修正の可能性あり)>

今回ヒアリング分の各省回答資料は、行革事務局ホームページに掲載しています。 http://www.gyoukaku.go.jp/genryoukourituka/dai4/siryou.html